相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県春日部市谷原一丁目一七番地五三、最後の住所埼玉県春日部市一ノ割一丁目二五番四三号　被相続人　亡　菊地　忠夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月四日

埼玉県春日部市南一丁目一番七号ふれあいキューブ五階Ａ―二　とみなが総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　富田　陽平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区高円寺北三丁目二一番、最後の住所千葉県松戸市牧の原二番地の五二牧の原公団住宅二街区九棟三〇八号

被相続人　亡　黒田三千代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月四日

事務所千葉県柏市中央町二―一　柏セントービル四階　神谷法律事務所

相続財産管理人　弁護士　羽角　和之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県松戸市稔台二丁目一七番地九、最後の住所千葉県松戸市稔台二丁目一七番地の九　被相続人　亡　坪田　恒文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月四日

事務所千葉県流山市南流山三―一〇―一七　マリン流山二〇一流山法律事務所

相続財産管理人　弁護士　川越　伸裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中央区入船三丁目一番、最後の住所東京都中央区入船三丁目一番二―二〇四号

被相続人　亡　野村　薫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月四日

事務所東京都千代田区六番町一五番二号鳳翔ビル三階Ａみつば総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　安藤　真一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都西東京市泉町五丁目二二五八番地、最後の住所東京都西東京市泉町五丁目五番三号　被相続人　亡　村上　和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月四日

事務所東京都武蔵野市中町一―二八―一〇　ローラン武蔵野二階武蔵野法律事務所

相続財産管理人　弁護士　井口　宇乃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区梅丘二丁目一三番、最後の住所東京都世田谷区梅丘二丁目一三番一四号　被相続人　亡　廣田　嘉光

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月四日

東京都渋谷区渋谷三丁目六番四号プライア渋谷一六〇五号室隼総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　岡本　好司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区松濤一丁目二二番地、最後の住所東京都渋谷区松濤一丁目一七番一〇号パレロワイヤル松濤二〇四

被相続人　亡　宮城　雅子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月四日

事務所東京都港区虎ノ門二―三―二二第一秋山ビルディング七階ひかり総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　楠　慶

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区阿佐谷北五丁目一番、最後の住所東京都墨田区東向島六丁目五五番六号

被相続人　亡　村上　義久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月四日

東京都中央区銀座二―五―五共同ビル西銀座四階寺本法律会計事務所

相続財産管理人　弁護士　寺本　吉男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都町田市中町二丁目八番、最後の住所町田市中町二丁目八番一四号ジャンドリーム町田一〇六　被相続人　亡　伊藤　孝児

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月四日

東京都日野市高幡一〇〇八―六　新扇屋ビル三〇二　高幡法律事務所

相続財産管理人　弁護士　谷口　朋子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中央区銀座四丁目七番地一、最後の住所横浜市旭区中希望が丘一四八番地希望が丘コーポラスＢ二〇三

被相続人　亡　福島　光江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月四日

横浜市中区弁天通三丁目四二番地　ＮＧＳ弁天通ビル六〇二　浅葉法律事務所

相続財産管理人　弁護士　浅葉　康之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県松本市高宮中二八五番地一、最後の住所長野県松本市高宮中四番三八号

被相続人　亡　渡邊　博夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月四日

長野県松本市大手四丁目六番六号

相続財産管理人　石曽根清晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県松本市城西一丁目七二番地ろ二、最後の住所長野県松本市寿北八丁目二一番二号　倉田病院　被相続人　亡　白井　良幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月四日

長野県松本市寿北六丁目三五番四号

相続財産管理人　林　修

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県津市大字半田三二五一番地二九、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　加藤　攝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月四日

三重県津市栄町二丁目四六六番地

相続財産管理人　弁護士　赤木　邦男

第56期決算公告　平成29年4月4日

札幌市豊平区中の島1条9丁目4番1号

北ガスフレアスト南株式会社

代表取締役　山﨑　愼司

貸借対照表の要旨（平成28年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	436,225
	固定資産	248,095
	合計	684,320
負債及び純資産の部	流動負債	385,791
	引当金	25,425
	その他の負債	360,366
	固定負債	3,574
	株主資本	294,954
	資本金	23,500
	利益剰余金	271,454
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	266,454
	（うち当期純利益）	(34,564)
	合計	684,320